

## 会 議 録

会議名 (審議会等名)		相模原市要保護児童対策地域協議会代表者会議		
調整機関 (担当課)		こども・若者未来局こども家庭課 電話 0 4 2 - 7 6 9 - 9 8 1 1 (直通)		
開催日時		令和 4 年 7 月 2 2 日 (金) 午前 1 0 時～正午		
開催場所		相模原市役所 第 2 別館 3 階 第 3 委員会室		
出席者	委員	1 8 人 (別紙のとおり)		
	その他	0 人		
	調整機関等	1 2 人 (こども家庭課長 ほか 1 1 人)		
公開の可否		<input checked="" type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> 一部不可	傍聴者数	1 人
公開不可・一部不可の場合は、その理由				
議 題		(1) 令和 3 年度要保護児童 (児童虐待等) の状況について (2) 令和 3 年度要保護児童 (非行児童) の状況について (3) その他		

## 議 事 の 要 旨

(1) 令和3年度 要保護児童（児童虐待等）の状況について

資料2、3、4に基づき、調整機関等（こども家庭課、中央子育て支援センター、児童相談所）から説明を行った。

(椎橋委員) 児童虐待の種類で増えているものがあれば教えてもらいたい。

(児童相談所) 新型コロナウイルス感染症の影響により家で過ごす時間が長くなり、夫婦間の葛藤、喧嘩が増えた。子どもの面前で行われた場合には、心理的虐待として認知され、警察から通告があるため心理的虐待が増えたと認識している。

(岩城委員) 意見となるが、資料2(9)について、令和4年度児童福祉法改正において親の同意がない一時保護について司法審査の導入が盛り込まれたことから、今後このことについても資料に提示できると良いのではないかと。

(こども家庭課) 今後提示していきたい。

(会長) 所属機関において現状等を伺いたい。

(伊藤委員) 乳児は、おむつ替え等で全身を確認することが出来るため傷等を発見しやすいが、幼児になると発見が遅れてしまう。明らかな傷があった場合、保護者から「自分で転んだ」と説明をされると、どこまで確認して良いのか難しいと感じている。

(桂徳委員) 通告後に保護者に連絡をして、一時保護等の段取りをする際に、保護者が興奮することがある。その現場に担任が立ち会うと委縮してしまうことがあるが、それにより通告を躊躇することがないようにしたい。保護者が学校からの要請に応じず、21時になっても話し合いに応じてもらえなかったこともある。また、婚姻関係はないが、同居している実父から暴力を受けている児童が多いと感じた。体育の着替えは男女別で行っており、男性教員が女児の傷を発見することは困難であり、4月の発育測定の際に養護教諭が確認出来るくらい。あとは歯科検診のときに昨年虫歯だったところが処置されていないことから虐待が疑われることもあった。

(豊田委員) 虐待というと暴力に目が行きがちであるが、目に見えない心の傷、負担を抱えている子どもも多くいる。いわゆるヤングケアラーが疑われる世帯も目の当たりにしている。家族のなかで自然に行われていることが、実は子どもの負担になっていて勉強の遅れに繋がっていることも考えられるが、学校はどこまで把握できるのか。児童委員の活動のなかでも出来ることに限りはあるが、細かいところに目が行き届きやすいため、もっと活用してもらえると良い。またこのような場で、どのような支援、協力体制があると、子どもたちを守れるのか、考えてもらえると助かる。

(会長) ヤングケアラーについては、家庭の中での状況が見えないところもありどのよう

に発見し支援していくのが課題だと考えている。

(山地委員) 市民からの相談について、令和2年度は子どもに関する相談は10件ほどであったが、令和3年度は40件ほどあり増加している。問題が複雑化、多様化しており、市民活動だけで支えていくことの難しさを感じている。また、部分的な関わりでは世帯全体が見えず、関係機関との役割分担など悩みながら活動している。

(岩城委員) 資料3実務者会議について、書面開催とあるが、書面にはどのようなことが書かれているのか。

(中央子育て支援センター) 資料3別表のような概要のほか、全ケース分の支援状況、関係機関との関わり、援助方針、アセスメントの状況を記載している。

## (2) 令和3年度要保護児童(非行児童)の状況について

資料4-1、4-2、5に基づき、調整機関等(学校教育課、児童相談所)から説明を行った。

(椎橋委員) 令和3年度の受理件数について、学校からの相談が0件だったのか、相談後の結果として0件だったのか。

(学校教育課) 相談に対し、警察との連携の活用、少年保護センターへの相談等の対応を行ったため、結果として受理に至らなかった。

(副会長) 各学校から児童生徒にかかわる反社会的、非社会的な行動について、青少年相談センターや学校教育課の指導主事にきめ細やかに寄せられている。受理件数は0件だが、受理件数の項目にある相談は受けている。学校との相談や指導主事らの学校訪問により、少年保護センターの活用や警察との連携により解決の見通しがつくものについては、受理をしていない。しかし、相談のやり取りを重ねてきたが、解決が図られない場合は通告という形になる。

(岩城委員) 資料5-2にあるフローチャートにおいて、受理会議後に受理の決定とある。受理の決定をしたものが、計上されるとの認識で良いか。

(学校教育課) その通りである。

(会長) 関係機関において現状等を伺いたい。

(松岡委員) 学校との連携について、学校から逐一様々な非行事案、事件性が疑われるものについて適宜情報収集し、通報をもらっている。事件化が図れるものは事件化し、児童相談所へ通告すべき案件のものはそのように対応をしている。

(渡邊委員) 学校から学校教育課、教育委員会に相談してもらうなかで、警察との連携制度につないでもらったり、事件化、児童相談所への通告が適切な場合にはそのような対応を取

っている。

(安武委員) (非行が少ない件について) 警察と学校の関係が良好であり、抑えられている面もある。良い関係での結果であると考える。

(富川委員) 明らかに事件性がある場合には教育委員会を通さず警察へ連絡する場合もあるのか。

(学校教育課) 緊急性がある場合には 110 番。それ以外は教育委員会と相談の上、個別事案に応じてどのように警察と学校で対応していくか考えながら行っている。

(曾我委員) ヤングケアラーの実態について、分かる範囲で教えてもらいたい。

(こども家庭課) 本市での把握の方法としては子育て支援センターや児童相談所が関わっているなかで、ヤングケアラーの状態にある児童と、学校からヤングケアラーの疑いとして報告があった児童を合計しており、5月時点で 31 名である。

### (3) その他

資料 8、9 に基づき、調整機関 (こども家庭課) から説明を行った。

(富川委員) 児童自立生活援助事業について年齢による一律の利用制限を弾力化とあるが、枠がないとまた溢れていく問題が出てくると思うが、市として考えはあるか。

(こども家庭課) 市内には自立援助ホームが 2 か所あるが、今後必要性等について検討していきたい。

(豊田委員) ヤングケアラーが疑われる家庭を目の当たりにしている。義務教育の間は不登校でも卒業出来てしまう。気になる家庭があれば民生委員児童委員に相談してもらいうまく活用してもらいたい。

(副会長) 資料 9 において、関係機関と連携し必要な支援を行っているとはあるが、具体的に教えてもらいたい。

(南子育て支援センター) まずは情報収集を行う。どのような生活の在り方が良いのかはそれぞれの家庭によって違うため、世帯員にも話を聞きながら福祉サービス等につなげている。これまでの支援例では、NPO 団体を活用し部屋の掃除を行ったり、職員が訪問し、社会福祉協議会の協力を得ながら掃除を行ったこともある。不適切な養育環境であれば児童相談所への送致をすることもある。

(富川委員) 昨年 6 月に医療的ケア児支援法が成立された。こども家庭庁も設立されるなかで、相模原市においても、年齢等で担当課を分けるのではなく、医療、教育、福祉の一体化した取り組みをつくってもらえると助かる。

(会長) 関係部署が連携し、横のつながりを持ちながら対応していきたい。

関係機関より、現状の報告及び活動状況の報告を行った。

(曾我委員) 特定妊婦の支援の重要性を感じている。また、乳児院の6割は家庭復帰しており、家庭復帰後のサポートが必要と感じている。児童養護施設退所後の支援においても、ここ数年は大学を中退し、就職しても続かず離職してしまうこともある。自立支援計画を立てて子どもたちと関わっていきたい。

(諏訪部委員(代理)) 現在17世帯入所。ヤングケアラーについて課題を感じている。退所後のアフターケアとして訪問、電話相談等を行い、表情、気持ちを汲み取りながら支援をおこなっている。

(叶委員) 里親宅においても一時保護を行っている。一時保護中は、里親が一生懸命児童のケアをしている。

(大門委員) チラシを5枚配布させてもらった。「子どもの人権110番」について、全国一斉強化週間とし、8月26日から9月1日まで相談期間としている。「SOSミニレター」は、学校でのいじめや体罰、家庭内における虐待への相談に応じているため、全国の小中学校に対し配布している。「SOSミニレター(2種類)」は受け取り払いとなっており、学校や保護者に相談できない子どもの悩み事を、関係機関と連携を図りながら子どもの人権問題の解決にあたっている。「あなたの戸籍をつくるために(2種類)」については、戸籍がない子どもが一定生じている。そのような子どもを発見した場合は法務局、市の戸籍の窓口まで連絡するようお願いしたい。

(衣川委員) 6月17日に神奈川県人権擁護委員連合会の総会があった。人権擁護へのご理解をいただきたく、今後も活動を推進していきたい。

以上

## 相模原市要保護児童対策地域協議会 代表者会議 委員名簿

令和4年7月22日

	氏名	所属等	備考	出欠席
1	豊田里美	相模原市民生委員児童委員協議会		出席
2	山地文子	相模原市社会福祉協議会		出席
3	丹清	児童養護施設中心子どもの家施設長		欠席
4	手塚賢二	児童養護施設相模原南児童ホーム施設長		欠席
5	曾我幸央	乳児院相模原南児童ホーム施設長		出席
6	諏訪部依子	母子生活支援施設グリーンヒル相模原施設長		代理
7	叶登世美	相模原市さがみの里親会会長		出席
8	伊藤素子	相模原市私立保育園・認定こども園園長会	新規	出席
9	富川盛光	相模原市医師会		出席
10	江田昌弘	相模原市歯科医師会		欠席
11	今泉弘	相模原市病院協会		欠席
12	中山和枝	相模原市幼稚園・認定こども園協会		欠席
13	桂徳泰彦	相模原市立小学校長会	新規	出席
14	横山恵史	相模原市立中学校長会	新規	欠席
15	岩城栄二	神奈川県弁護士会相模原支部		出席
16	加藤智也	神奈川県相模原警察署生活安全第一課長		欠席
17	松岡健一	神奈川県相模原南警察署生活安全課長	新規	出席
18	渡邊敏弘	神奈川県相模原北警察署生活安全課長		出席
19	安武誠一郎	神奈川県津久井警察署生活安全課長	新規	出席
20	衣川佐代子	相模原人権擁護委員協議会		出席
21	大門敏男	横浜地方法務局相模原支局総務課長	新規	出席
22	井上隆	こども家庭支援担当部長	会長	出席
23	若林和彦	相模原市地域包括ケア推進部長		出席
24	椎橋薫	相模原市生活福祉部長		出席
25	細川恵	相模原市教育委員会学校教育部長	副会長	出席

